

届けよう あなたの声を一票で

3月29日(日)は、

鬼北町長選挙および鬼北町議会議員選挙

の投票日です



までです。

鬼北町長選挙および鬼北町議会議員選挙の当日には20歳を迎えるが、期日前投票をしようとする日にはまだ19歳である方は、期日前投票所に来られても、従来の不在者投票での投票となりますのでご注意ください。

不在者投票制度

都合で他の市町村へ滞在している方は、不在者投票制度により、次の方法で投票することができます。

- ①滞在地から請求して行う場合
- ②不在者投票ができる病院や老人ホーム等に入院所している方で、その施設長が本人の申し出により請求する場合
- ③身障者および介護保険者証の状態で分の欄に要介護5と記載されている方で、選挙管理委員会に事前に申請されている方が郵便で請求する場合

問い合わせ先

鬼北町選挙管理委員会
☎45・11111
内線 512・514

3月29日は「鬼北町長選挙および鬼北町議会議員選挙」の投票日です。

選挙は、町民の声を政治にかす最大の機会です。お金のからなないきれいな選挙を実現するため、みんなで正しいルールを守って、あなたの意思で投票するようにしましょう。

なお、投票については、午前7時から午後8時までの間（ただし、一部の投票所は午後7時まで）町内18の投票所で、一斉に行います。

投票の際には、入場券をお持ちください。入場券を忘れたり紛失したりされた方は、投票所で再交付しますので、係にお申し付けください。

投票できる人

鬼北町長選挙および鬼北町議会議員選挙に投票できる方は、平成20年12月23日以前から鬼北町の住民基本台帳に登録されている方（他の市町村からの転入者で、平成20年12月23日以前に転入届をした人を含む）で、引き続き鬼北町内に住所を有し、かつ、平成元年3月30日以前に生まれ、鬼北町選挙人名簿に登録されている方です。

投票できない人

次に該当する方は、選挙人名簿に登録されていても選挙当日に投票することができません。

- ①法律で選挙権を停止されている人

- ②鬼北町長選挙および鬼北町議会議員選挙の選挙期日（3月29日）までに町外に転出された方

期日前投票

仕事やレジャー等で投票当日投票所に向いて投票することができない場合は、投票日の前であっても投票することができます。制度です。

期日前投票をされる方は、告示日翌日（3月25日）から投票日前日（3月28日）までに期日前投票所（近永公民館1階会議室または鬼北町役場日吉支所1階会議室）で投票してください。受付時間は午前8時30分から午後8時（日吉支所は午後7時）